

第2回墨田区介護保険事業運営協議会 議事要旨

日 時 平成26年9月8日(月) 午後1時30分から(午後3時30分終了)
場 所 区役所8階 82会議室

1. 開会
2. 国の動向について
 - (1) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)について【資料1】
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案について【資料2】
3. 第2回介護保険事業運営協議会サービス部会、地域密着型サービス運営委員会合同開催での意見聴取【資料3】
4. 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画 骨子案について【資料4-1~2】
5. 閉会

【配布資料】

【資料1】 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)

【資料2】 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案

【資料3】 第2回墨田区介護保険事業運営協議会サービス部会・介護保険地域密着型サービス運営委員会合同開催報告

【資料4-1】 墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画 重点的な取り組み(案)

【資料4-2】 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画 骨子案

【資料5】 第1回墨田区介護保険事業運営協議会議事要旨

第1回墨田区介護保険事業運営協議会 出席者

氏名	所属	出欠
◎ 和気 康太	明治学院大学教授	欠
○ 鏡 諭	淑徳大学教授	出
小西 啓文	明治大学教授	出
石川 幹夫	墨田区医師会	欠
松田 浩	本所歯科医師会	出
柳 正明	墨田薬剤師会	出
堀田 富士子	東京都リハビリテーション病院	出
吉田 政美	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	出
今牧 茂	墨田区社会福祉事業団事務局長	出
深野 紀幸	墨田区社会福祉協議会事務局長	出
小林 実	特別養護老人ホームはなみずきホーム施設長	出
○ 安藤 朝規	弁護士・墨田区法律相談員	出
荘司 康男	墨田区障害者団体連合会会長	欠
本間 久也	墨田区老人クラブ連合会副会長	欠
北村 嘉津美	町会・自治会	出
及川 栄子	墨田区介護相談員	出
濱田 康子	すみだケアマネージャー連絡会代表	出
小谷 庸夫	墨田区訪問介護事業者連絡会	出
加藤 みさ子	介護保険サービス利用者	出
佐藤 和信	第1号被保険者	出
石井 啓子	第2号被保険者	出
高野 祐次	墨田区企画経営室長	欠
中橋 猛	墨田区保健衛生担当部長	欠
大滝 信一	墨田区福祉保健部長	出

◎ 会長 ○ 副会長

事務局出席者	高橋 宏幸	介護保険課長
	栗林 行雄	高齢者福祉課長
	吉井 公司	介護保険課管理・計画担当主査
	内田 瑞穂	高齢者福祉課支援係長
	江上 寿恭	高齢者福祉課相談係長
	高橋 直人	介護保険課管理・計画担当主事
	伊草 孝志	介護保険課管理・計画担当主事
	石井 一枝	介護保険課施設整備担当主事
	五島 宏和	高齢者福祉課相談係主事

1 開会

(事務局)

平成26年度第2回墨田区介護保険事業運営協議会を開催する。

本日、和気会長が欠席のため、鏡副会長に進行をお願いする。

また、傍聴希望者が1名いるので、了承をお願いしたい。

議事録を作成するため、この会議を録音することについて了承をお願いする。

(副会長)

今回新たに示された国の基本指針(案)について、事務局から説明してもらい、墨田区の次期計画策定にあたり、いろいろな視点から意見をいただきたい。

2 国の動向について

(1) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)について

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案について

－ 事務局から 資料1・2の説明 －

(A委員)

訪問介護について、ボランティアや雇用労働者の人材の見込みはどうなっているか。

(事務局)

現時点で、どれくらいの方がボランティアをしてもらえるか、どれくらいの事業者が事業を行ってもらえるか把握しきれていない。

社会福祉協議会やシルバー人材センターと協議しながら、潜在的な人材の把握や支援の方法の検討などを行っていく。

(B委員)

要支援1、2の者が、従来どおりの介護予防サービスを受けるか、または緩和した基準によるサービスを受けるかは、判定とアセスメントをして振り分けるとなっているが、アセスメントはケアマネジャーが行うのか。

(事務局)

アセスメントについては、高齢者支援総合センターが対応する。本人や家族、関係者とチームを組んで、アセスメントを行い、その人に一番適したサービスを提案していく。

(B委員)

判定は、本人の状態によるが、アセスメントは、例えば家族がそばにいるか等支援の体制によって、どの程度のサービスが必要かわかっていくということか。

(事務局)

本人の状況によって、今までどおりの訪問介護事業者によるサービスを受けるのがよいか、ボランティアや他の民間事業者のサービスを受けるのがよいか、高齢者支援総合センターが中心となって、本人や家族などと相談しながら決めていくことになる。

(C委員)

ボランティアとは、我々が考える一般的なボランティアと違ってよいのか。

(事務局)

一般的なボランティアではなく、研修で高齢者の特性等について勉強してもらい、その上でサービスを提供してもらおう。

- (C委員) 無償ということか。有償ならば、ボランティアというのは言葉が曖昧なのではないか。近所の人ができるようなボランティアとは意味合いが違うのではないか。
- (事務局) ボランティアには有償のものもある。例えば、社会福祉協議会で行っている「ハートライン21」は有償でサービスを提供している。小地域福祉活動といったものもある。その中の1つのしくみとして考えている。
- (C委員) 基本的には有償ということか。
- (副会長) 福祉サービスを提供するボランティアとしては、有償、無償両方がある。サービスの類型については、サービスの中で適した主体を作っていくことになる。有償になるか、無償になるかの組立てはこれからになる。
- (事務局) 無償ボランティアについて、場所や用具を提供したり、補助金を出すなどの支援も検討する。また、有償ボランティアについて、サービスの利用者に一部を負担してもらう方法もある。
- 実態を掴みきれていないため、具体的な枠組みについては、社会福祉協議会とボランティアについて協議しながら進めていく。
- (C委員) 有償、無償ボランティアの区別をはっきり分けるべきだと思う。
- (副会長) 事務局には、ボランティアという言葉が軽急に使うべきではないと理解し、対応してほしい。

3 第2回介護保険事業運営協議会サービス部会、地域密着型サービス運営委員会 合同開催での意見聴取

－ 安藤副会長・鏡副会長から【資料3】の説明 －

- (D委員) 電球の交換などをボランティアが行う際、何らかの事故が起きた場合についても検討事項に入れてほしい。
- (副会長) 意見として承る。

4 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画 骨子案について

－ 事務局から【資料4-1~2(第1章~4章)】の説明 －

- (E委員) 介護保険に加入していることについて、特典のようなものを盛り込むことはできないか。民生委員の中で、申請してもなかなか認定されないという話を聞く。例えば、利用者負担が多少高くても、介護認定を受けられない人がサービスを受けられるようにできないか。
- (事務局) 要支援、要介護の認定については、全国的な基準で行っている。認定されないということは、介護保険制度からいえば、元気な方ということになる。そういった方についても、状況に応

じて、新しい介護予防・日常生活支援総合事業としてサービスを提供していく。

- (F 委員) 要支援・要介護認定者数について、平成18年度から平成25年度の7年間に3,000人ほど増加しているが、高齢化率は約20%で横ばいになっている。75歳以上の後期高齢者の認定者が増えているということか。
- (事務局) 理由の1つには、ご指摘のようなこともあると思う。もう1つには、制度の発足以来、介護相談員やみまもり相談室でのPRが行き届いてきたのではないかと考える。
高齢化率との関係等については、次回までに分析する。

－ 事務局から【資料4-2(第5章～10章)】の説明 －

- (D 委員) 認定審査会に出ているが、調査書の書き方によって、審査員の受ける印象が違ってくる。書き方の統一はできないか。
- (事務局) 調査員に対しては、定期的に研修を行うなど平準化について指導している。特に特記事項欄の記載については、あらためて指導していく。
- (C 委員) きちんと書かれていないものは、受理しないとか書き直してもらうなど指導しているか。
- (事務局) 指導は行っているが、思うようにいかない部分もある。これまで以上に指導を行っていく。
- (G 委員) 調査の際、調査員に言いたいことを言えないことがある。調査員の言葉づかいもひどい人がいた。
- (事務局) 実態を把握し、あらためて注意喚起する。
- (H 委員) 平準化については、医師会でも毎年研修会を実施しているが、人気がない。システム自体に問題があるかもしれない。
- (事務局) 研修や意見書の作成等については、医師会とも調整していく。
- (I 委員) 医療との連携については、自治体間で違いがない方が良く思うが、地域支援事業については、国のガイドラインでも示されているように、地域の実情に応じたサービス内容を検討するようになっている。国の方針に従わなくてもよいという墨田区独自の判断はできないか。
- (事務局) 社会福祉協議会などの実情把握及び調整をし、具体的にどうするか判断したいと考えている。
- (I 委員) 例えば介護事故が起きた場合、雇用労働者とボランティアでは注意義務のレベルが違うと思うが、そのような時にどう対応するのか。介護保険とは切り離して保険でまかなうのか、介護保険の財源でカバーするのか、ボランティアを導入するのであれば、そういったところの議論も必要だろう。
- (事務局) ボランティアは生きがい対策の面もある。ボランティアを無理に導入することは考えていない。実態を見ながら可能なところで実施していきたいと考えている。
- (副会長) 今回の改正で注意すべき点は、本来、予防給付の中身だった訪問介護と通所介護事業が区の事業となり、保険給付でなくな

ることである。そこをどう制度化するかが区に求められる点であり、苦情や事故の問題も区が考えなければならない。

(J委員) 無償のボランティアの管理はどのようにするのか。地域の人やボランティアをどう制度に組み入れるのか懸念する部分がある。

(事務局) ボランティアについては、個人単位でお願いするのではなく、NPO等の団体を通して、教育を受けた人にお願いすることになるかと思う。訪問型のサービスについては、特に注意しながら調整していく。

(K委員) 介護保険や墨田区のボランティアのことなどを、民生委員や医師等にもっと知ってほしいと思う。

墨田区は、シルバー人材センターやよらっしょなど、良い制度があるが、同じような内容のものもあり、横のつながりが希薄だと感じる。

(事務局) 我々も意識しながら、進めていかななくてはいけないと感じている。特に、新たな制度を作らなくてはいけないため、個別にそれぞれが進めるのではなく、お互いに顔の見える関係を築きながら進めていきたいと思っている。

(副会長) 私自身は、平成20年から運営協議会に関わっているが、墨田区は、高齢者みまもり相談室等の良いシステムができている。課題を整理して、第6期に向けて計画を具体化してほしい。

(事務局) 次回、本日の指摘を踏まえ、課題を整理したものを提出する。

5. 閉会